

岩手県人事委員会事務局代決専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会事務局代決専決規程の一部を改正する訓令

岩手県人事委員会事務局代決専決規程（昭和41年岩手県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(代決)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 総括課長が不在のときは、<u>総務・任用担当課長（以下「担当課長」という。）又は総括課長があらかじめ指定する職員</u>がその事務を代決する。</p> <p>3 [略]</p> <p>(局長専決事項)</p> <p>第5条 局長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(17) [略]</p> <p>(18) 任用規則第14条第2号から第5号まで及び<u>第9号</u>並びに第15条第2号から第4号までの規定による職の承認をし、並びに任用規則第14条各号に掲げる職（同条第1号に掲げる職のうち、委員会付議級である職を除く。）及び任用規則第15条第2号から第4号までに掲げる職に係る任用規則第7条第1項の規定による選考を実施すること。</p> <p>(19)～(63) [略]</p> <p>(総括課長専決事項)</p> <p>第6条 総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(45) [略]</p> <p>(46) 「<u>期末手当及び通勤手当に関する規則の運用等について</u>」の通知（昭和39年1月31日付け39岩人委業第21号。以下「期末手当等運用通知」という。）第15項第5号の規定により協議に応ずること。</p> <p>(47)～(50) [略]</p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、総括課長が直接事務を担当する場合には、次条第8号から第17号までに定める事項を専決することができる。</u></p>	<p>(代決)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 総括課長が不在のときは、<u>当該事務を担当する担当課長</u>がその事務を代決する。</p> <p>3 [略]</p> <p>(局長専決事項)</p> <p>第5条 局長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(17) [略]</p> <p>(18) 任用規則第14条第2号から第5号まで及び<u>第10号</u>並びに第15条第2号から第4号までの規定による職の承認をし、並びに任用規則第14条各号に掲げる職（同条第1号に掲げる職のうち、委員会付議級である職を除く。）及び任用規則第15条第2号から第4号までに掲げる職に係る任用規則第7条第1項の規定による選考を実施すること。</p> <p>(19)～(63) [略]</p> <p>(総括課長専決事項)</p> <p>第6条 総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(45) [略]</p> <p>(46) 「<u>期末手当及び勤働手当に関する規則の運用等について</u>」の通知（昭和39年1月31日付け39岩人委業第21号。以下「期末手当等運用通知」という。）第15項第5号の規定により協議に応ずること。</p> <p>(47)～(50) [略]</p> <p><u>(担当課長共通専決事項)</u></p> <p>第7条 <u>担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>職員の旅行命令及び復命書の受理に関すること。</u></p> <p>(2) <u>職員以外の者の旅行依頼に関すること。</u></p> <p>(3) <u>職員の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。</u></p>

(担当課長専決事項)

第7条 担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(7) [略]

(8) 職員の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(9) 職員以外の者の旅行依頼に関すること。

(10) 職員の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。

(11) 職員の休暇その他の服務に関すること。

(12) 軽易な広報宣伝の実施に関すること。

(13) 行政資料統計等の作成、収集又は配布に関すること。

(14) 軽易な照会、回答、報告、通知、届出、進達、調査、
申請等に関すること。

(15) 事実の証明に関すること。

(16) 軽易な通達等を発すること。

(17) その他前各号に準ずる事項

(総括課長指定職員専決事項)

第8条 総括課長が指定する職員は、総括課長の専決事項のうち軽易又は定例的な事項で総括課長があらかじめ指定したものを専決することができる。

(4) 職員の休暇その他の服務に関すること。

(5) 軽易な広報宣伝の実施に関すること。

(6) 行政資料統計等の作成、収集又は配布に関すること。

(7) 軽易な照会、回答、報告、通知、届出、進達、調査、
申請等に関すること。

(8) 事実の証明に関すること。

(9) 軽易な通達等を発すること。

(10) その他前各号に準ずる事項

(総務・任用担当課長専決事項)

第8条 総務・任用担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(7) [略]

(総括課長指定職員専決事項)

第9条 総括課長が指定する職員は、担当課長の共通専決事項のうち軽易又は定例的な事項で総括課長があらかじめ指定したものを専決することができる。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。